

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年5月17日

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 小紫 靖

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 小紫 靖

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年5月15日開催の当社第62期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年5月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円 総額708,360,785円

ロ 効力発生日

平成30年5月16日

ハ その他剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,437,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,437,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、大村禎昭、坂本和徳の両氏を選任する。

第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役大村禎史、北中秀穂、藤田正義、松尾光晃、

小紫靖の各氏および常勤監査役長谷川壽人、大橋一喜氏の両氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は、取締役および監査役の退任時とし、具体的な金額、支給の方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続する。

第5号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社取締役に対し、報酬として新株予約権を発行する。

第6号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行し、募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 決議の結果 | |
|-------|----------|----------|-----|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | 507,272個 | 20,689個 | 19個 | 95.53% | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 大村 禎昭 | 519,410個 | 8,551個 | 19個 | 97.82% | 可決 |
| 坂本 和徳 | 519,370個 | 8,591個 | 19個 | 97.81% | 可決 |
| 第3号議案 | 440,403個 | 87,557個 | 19個 | 82.94% | 可決 |
| 第4号議案 | 347,576個 | 180,384個 | 19個 | 65.46% | 可決 |
| 第5号議案 | 495,676個 | 32,285個 | 19個 | 93.35% | 可決 |
| 第6号議案 | 520,623個 | 7,338個 | 19個 | 98.05% | 可決 |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
 第1号議案、第3号議案、第4号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数の賛成です。
 第2号議案は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
 第6号議案は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上